

市第 209 号議案

神奈川県恵比須町所在土地と同町所在市有土地との交換
次のように財産を交換する。

平成28年2月16日提出

横浜市長 林 文子

1 交換する財産の表示

(1) 交換受け財産

土地

所 在	地 目	地 積	評 価 額
神奈川県恵比須町2番の1及び2番の10の各一部	宅 地	4,403.76 m ²	435,531,864 円

(2) 交換渡し財産

土地

所 在	地 目	地 積	評 価 額
神奈川県恵比須町2番の2、2番の4及び3番の4	宅 地	7,222.77 m ²	435,533,031 円

2 交換差金

昭和電工株式会社は、横浜市に、1,167 円を支払う。

3 交換の相手方

東京都港区芝大門1丁目13番9号

昭和電工株式会社

代表取締役 市 川 秀 夫
社 長

提 案 理 由

財産を交換したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定に

より提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

（第 7 号から第 15 号まで及び第 2 項省略）

交換に係る土地位置図

